

名称候補選定基準（案）について

1 名称候補選定基準について **別紙 3**参照

停留場の名称選定には、名称として求められる場所を示す明示性や公共施設として長期間継続的に使用していく永続性を踏まえた選定基準が必要である。

このようなことから、**資料 2**の名称選定に係る基本的な考え方を踏まえるとともに、他都市の事例を参考にしながら、名称候補選定基準を次のとおりとする。

- ・ 停留場所在地の町名
- ・ 停留場が所在する地域を表す名称
- ・ 停留場近辺の公共施設の名称
- ・ 停留場近辺の歴史的・文化的施設の名称
- ・ 停留場近辺の交差点の名称
- ・ 停留場近辺の鉄道駅の名称
- ・ 上記名称等と位置関係の分かる文言（方角等）とを組み合わせた名称

【留意事項】

- ① 難読名称は避け、読みやすい名称とする。
- ② 間違いやすい名称や長い名称は避ける。
- ③ 特定の個人や法人（団体を含む。）への利益につながるような名称は避ける。

※ ネーミングライツの導入について

芳賀町・宇都宮市では、公共施設の有効活用による新たな財源確保の観点から、L R T 停留場名称に係るネーミングライツの導入について検討を行っていることから、名称検討委員会において選定される名称候補とネーミングライツとの関係性などを整理するとともに、今後、名称検討委員会からネーミングライツについて助言をいただく予定である。

駅名選定に係る事例

路線名	選定基準
仙台市東西線	<p>(1)次の名称のうち、いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅所在地や周辺の町名又は字名 ・駅付近の公共施設名 ・地域の名所旧跡、山河、通りの名称、公園など ・上記地名等と位置関係のわかる文言（方向等）と組み合わせた名称 <p>(2)難読名称は避ける。</p> <p>(3)長い名称は避ける。</p> <p>(4)複数駅で類似した名称は避ける。</p> <p>(5)特定の個人や団体への利益につながるような名称は避ける。</p>
名古屋市桜通線	<p>(1)駅の所在地を表示するにふさわしい名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な町名又は字名 ・町名又は字名を総括するような名称 ・歴史的な意義のある地名で、現在も知られている名称 ・地域を表する通称として広く親しまれている名称 <p>(2)利用者に対して案内表示効果が大きい名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅の付近にある公共的又はそれに準ずる施設又は場所の名称 ・他の交通機関の駅の名称 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発音しやすい ・間違いやすい名称は避ける ・読みやすい
富山都心線	<p>(1)電停の所在地</p> <p>(2)電停付近の公共施設、著名な施設、建築物名に「前」をつけたもの</p> <p>※富山市が停留場名（案）を事前に作成し、それをベースに選定委員会において決定</p>
福岡市七隈線	<p>(1)第一の基本として駅舎の所在地及び駅舎に面する公称地名</p> <p>(2)他の交通機関（電車・バス）の駅名</p> <p>(3)駅舎に近在し、広く一般に認知された公共施設名等</p>
大阪市今里筋線	<p>(1)次の項目を総合的に判断し、地元の意見も考慮した駅名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅の所在地 ・地上の交差点名 ・周辺の有名な公共施設名 ・付近の鉄道駅名 ・地上のバス停留所名 ・地域住民に親しまれている呼び名等 <p>※なお、駅が2つの地域の境界に位置し、地元からの要望がある場合は、2つの地名を複合させた名称とし、駅の大部分が所在している地名を先に表記することとする。</p>

【凡例】

所在地・地域等名称

公共施設名称

歴史的施設名称

既存駅・バス停名称

交差点名称

方角等の文言を組み合わせた名称

※ ゴシック調の部分については、留意事項として参考としたもの